

告知(令和8年2月～)

令和7年11月10日～令和8年5月31日(※)の期間、工事のため洲本港浮桟橋の使用が不可となります。

令和8年1月31日までは2隻分の臨時係留場所を設けておりましたが、令和8年2月1日以降は工事の都合上、臨時係留場所を縮小し、1隻分のみの係留予約受付となります。ご不便おかけいたしますがご理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



※工事の期間は変更となる可能性があります。

兵庫県淡路県民局

連絡先 洲本土木事務所管理第2課
TEL 0799-26-3228

(現地写真)



- ・臨時係留場所は幅約 30mです。両隣は定期船の係留場所となりますので、必ず看板の範囲内に係留をお願いします。
- ・代替場所の水深は干潮時で 2.0mほどとなります。